附則別表第１（附則第６条関係）

［第１表　略］

第２表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一　関門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋一般県間中継ルータ接続伝送部に係る単位費用＋ＳＩＰサーバ部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋ＳＩＰ信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第２（附則第６条関係）

［第１表　略］

第２表

要素機能の区分	内容	対象設備
［一・二　略］		
三　一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
三の二　一般県間中継系ルータ接続伝送部	関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定県間中継系伝送路設備であって、関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置されるもの
［四～八　略］		

附則別表第１（附則第６条関係）

［第１表　同左］

第２表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一　［同左］	［同左］	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋ＳＩＰサーバ部に係る単位費用＋関門系ルータ交換部に係る単位費用＋ＳＩＰ信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋ドメイン名管理部に係る単位費用

附則別表第２（附則第６条関係）

［第１表　同左］

第２表

要素機能の区分	内容	対象設備
［一・二　同左］		
三　一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であって、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
［四～八　同左］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。